

自動車特定整備事業の認証申請の案内

(電子制御装置整備のみを行う事業場向け※)



北陸信越運輸局長認証

普通自動車特定整備事業

普通自動車(乗用)(電子制御装置整備に限る)

小型四輪自動車(電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

軽自動車(電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

北陸信越運輸局 新潟運輸支局検査整備保安部門

※分解整備のみを行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内(分解整備のみを行う事業場向け)」を参照。

分解整備と電子制御装置整備を併せて行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内(分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場向け)」を参照。

認 証 申 請 案 内

1. 自動車特定整備事業の認証制度

- (1) 自動車特定整備事業は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業です。

【道路運送車両法（以下、「法」という。）第77条】

- (2) 「特定整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造、自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※です。また、特定整備は、「分解整備」（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造）と「電子制御装置整備」（自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※）に区分されます。

※「かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造」とは、運行補助装置（保安基準が適用された自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー（センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラスを含む。）の取り外し、取付位置、取付角度の変更や機能調整を行う整備又は改造をいいます。

【法第49条・道路運送車両法施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条】

- (3) 自動車の特定整備を行うには、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備をするための設備及び技術が必要です。また、特定整備を適切に行うことが自動車の安全確保及び公害防止の一翼を担っています。したがって、自動車の特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を取得しなければならないという認証制度が設けられています。

2. 認証基準の概要

- (1) 自動車特定整備事業の種類は、次に掲げるものとなります。【法第78条】

1. 普通自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 普通自動車（大型） 普通自動車のうち、車両総重量8 t以上、最大積載量5 t以上又は乗車定員が30人以上
- ・ 普通自動車（中型） 普通自動車のうち、最大積載量2 t超又は乗車定員11人以上であって普通自動車（大型）以外のもの
- ・ 普通自動車（小型） 普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの又は特種の用途に供するものであって普通自動車（大型、中型）以外
- ・ 普通自動車（乗用） 普通自動車のうち普通自動車（大型、中型、小型）以外
- ・ 小型四輪自動車
- ・ 大型特殊自動車

2. 小型自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・小型四輪自動車
- ・小型三輪自動車
- ・小型二輪自動車
- ・軽自動車

3. 軽自動車特定整備事業の対象とする自動車の範囲

- ・軽自動車

(2) 認証は対象とする自動車の種類のほか、整備及び装置の種類並びに業務の範囲を限定して受けることができます。なお、大型特殊自動車及び小型二輪自動車は、電子制御装置整備の対象ではありません。【施行規則第57条】

分解整備	(1) 原動機	エンジン
	(2) 動力伝達装置	クラッチ（二輪は除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャル
	(3) 走行装置	フロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）リア・アクスル・シャフト（二輪車は除く）
	(4) 操縦装置	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホーク
	(5) 制動装置	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置 ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪は除く） ディスク・キャリパ、ブレーキ・シュー（二輪に限る）
	(6) 緩衝装置	シャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）
	(7) 連結装置	ルネット・アイ、ピントル・フック、その他連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カプラを除く）
電子制御装置整備	(8) 運行補助装置	自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー、センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラス
	(9) 自動運行装置	自動運転車の自動運行装置

3. 電子制御装置整備のみを行う自動車特定整備事業の認証基準

主な基準としては、人員、工場面積、作業機械等であり、申請者が後述する欠格事項に該当していないこととなっています。

(1) 人員に関する基準

①整備主任者の選任

【法第91条の3・施行規則第62条の2の2】事業場ごとに整備主任者を選任することが必要です。（事業者自ら整備主任者となる場合も含む。）

— [整備主任者の資格要件] —

当該事業場の従業員であって、一級の自動車整備士（一級二輪を除く）に合格した者又は一級二輪自動車、二級自動車、自動車車体若しくは自動車電気装置の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を修了した者。

②従業員の確保【法第80条・施行規則第57条】

事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

③整備士の保有数【法第80条・施行規則第57条】

従業員のうち、少なくとも1人の①に該当する整備主任者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体又は自動車電気装置の技能検定に合格した者の数が、従業員数の数を4で除して得た数（その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

[整備士の保有数]		整備士数
自動車特定整備に従事する従業員数		
2人から 4人		1人以上
5人から 8人		2人以上
9人から 12人		3人以上
:	:	:

(2) 電子制御装置点検整備作業場等の基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車の種類ごとに電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模の基準が規定されています。[別添1]

なお、電子制御装置点検整備作業及び電子制御装置点検整備作業に附置する車両置場は、次の要件を満たす場合、事業場所在地以外に設置すること又は他の事業者と共同で使用することができます。

[注意]
○電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車の特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
○電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

○電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合

- ・自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。
- ・事業場所在地に他の電子制御装置点検整備作業を有していない場合は、事業場所在地に事務作業を行う事務所及び下表の作業場を有し、事業場所在地以外に設置した電子制御装置点検整備作業場には車両置場が附置されていること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	3メートル	11メートル
普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）	3メートル	8メートル
普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するもの）に限り、上二欄に掲げるものを除く。）	2.5メートル	6メートル
普通自動車（上三欄に掲げるものを除く。）、四輪の小型自動車、三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

○電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合

- ・共同使用する電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（共用設備）は、これを使用する事業場との間の交通状況、共同使用の形態等を勘案して、使用する全ての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。
- ・共用設備の能力は、使用する全ての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、共同使用に耐えうる十分な余力を有すること。
- ・共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、使用する全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨、明確に定められていること。（この場合において、使用する事業者は、複数の事業者と契約を交わしたものであっても差し支えない。）
- ・電子制御装置点検整備作業場には、車両置場が附置されていること。（広さは常時使用する自動車の大きさ及び車両数に対応した面積であること。）

(3) 作業機械等に関する基準【法第80条・施行規則第57条】

整備用スキャンツール（技術要件あり。国

土交通省ウェブサイト内「自動車特定整備事業について」QA 整備用スキャンツールの情報はどこに掲載されていますか？参照）及び水準器を備え、かつ、自動車の型式に固有の技術上の情報及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有していなければなりません。なお、自動運行装置に係る自動車の型式に固有の技術上の情報を入手する体制を有することについては、自動運行装置の特定整備を行わない場合、運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有することについては、すでに事業場でターゲット等の専用器具を保有している場合は、この限りではありません。

【注意】

○自動車の型式に固有の技術上の情報（点検・整備に係る情報）を入手できる体制としては、以下を有している場合があります。

- ・自動車製作者等の整備要領書等
- ・自動車製作者等や日整連がインターネットで提供する情報を常時入手できる環境
- ・自動運行装置にあつては、自動車製作者等との契約により情報提供を受ける環境があることを証する書面

○ターゲット等エーミング作業に必要な専用器具を入手できる体制としては、他の整備事業者からの借用や共同保有により、入手できる場合があります。この場合でも、少なくとも一車種に対応できる整備用スキャンツールは保有していなければなりません。

(4) 施行規則第3条第8号ハに係る作業を外注する場合の取扱い

施行規則第3条第8号ハに係る作業（施行規則第3条第8号イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラスの整備又は改造（かじとり装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるもの）を特定整備（電子制御装置整備）の認証を受けていない事業者を外注する場合は、この作業を行う事業者の作業場を事業場の一部として届出しなければなりません。この場合、認証を受けていない事業者の事業場は次の要件を満たす必要があります。

- ・ 施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う作業場は(2)の表の規模であること。
- ・ 自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。

(5) 申請者の欠格事項【法第80条】

申請者が次に該当してはいけません。

道路運送車両法第80条1項

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第93条に規定による自動車特定整備の認証の取消しを受け、その取消しの日から2を経過しない者（当該認証を取消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものも含む。二において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。

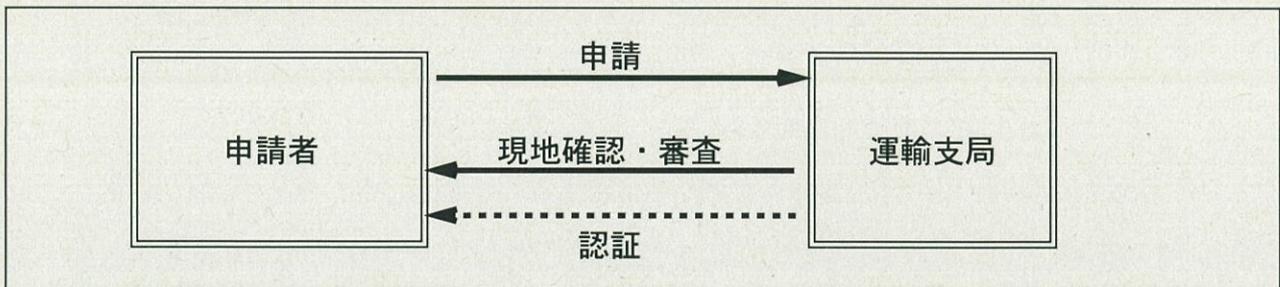
ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの。

ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの。

4. 認証の申請手順等

- (1) 申請書等は、別紙（認証関係申請（届出）添付資料等一覧表）を参考に該当する関係書類を作成し、運輸支局へ提出して下さい。
- (2) 提出部数は1部ですが、申請者控えが必要な場合は2部用意してください。
- (3) 申請書類を受付し、書類審査後に現地確認・審査を行います。

【法第79条・施行規則第66条】



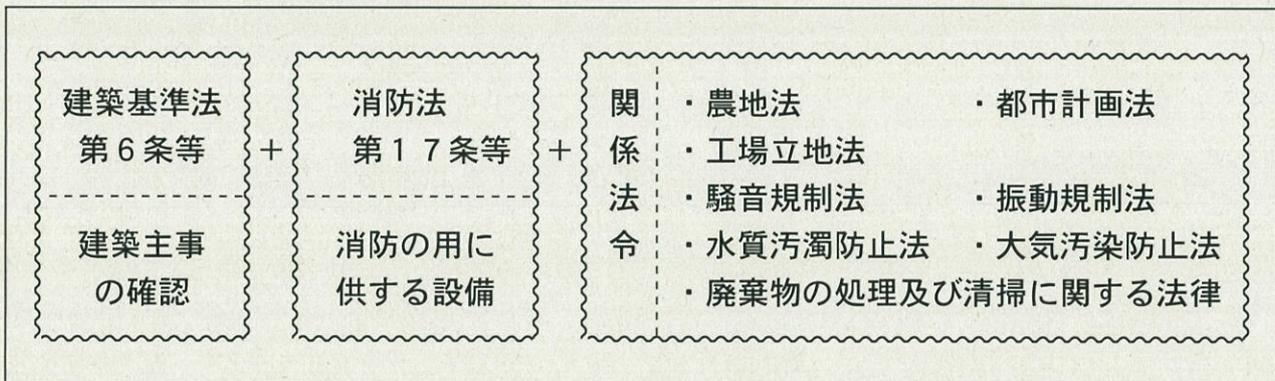
(4) 提出書類【法第79条】

- ① 自動車特定整備事業の認証新規申請書
- ② 申請者を特定できる書面（申請者が法人にあつては登記簿謄本等、申請者が個人にあつては住民票等）
- ③ 事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等）
- ④ 整備主任者（選任・変更）届出書
- ⑤ 1級（1級二輪を除く）の自動車整備士の技能検定に合格したこと又は電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を修了したことを証する書面
- ⑥ 作業場等平面図

- ⑦自動車の型式に固有の技術上の情報（自動運行装置の特定整備を行わない場合は当該装置の情報を除く）及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- ⑧電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合は、電子制御装置点検整備作業場の土地の使用に係る契約書写し
- ⑨電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合は、次の書面
 - ・共同使用に関する契約書写し
 - ・共用設備の位置及び面積を記載した書面
- ⑩施行規則第3条第8号ハに係る作業を特定整備（電子制御装置整備）の認証を受けていない事業者に外注する場合は、この事業者との契約書の写し
- ⑪その他、必要と認められる書類

5. 関係法令

土地・建物を自動車整備工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。最寄りの関係行政機関へ相談するなどして下さい。



事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準						電子制御装置点検整備作業場の規模の基準(括弧内は屋内の規模の基準)		車両置場の規模の基準		
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行						
普通自動車分解整備事業	普通自動車(車両総重量が8t以上のも、最大積載量が5t以上のも又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12平方m以上	5m以上	13m以上	/	/	/	/	3.5m以上	11m以上
			動力伝達装置	5m以上	12m以上	7平方m以上	5m以上	12m以上						
			走行装置											
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置	3.5m以上	12.5m以上	7平方m以上	3.5m以上	12.5m以上						
	連結装置													
	電子制御装置整備	運行補助装置	/		/		5m以上(5m以上)	16m以上(7m以上)	/	/	/	/	/	
		自動運行装置												
	普通自動車(最大積載量が2tを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄にかかげるものを除く。)	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12平方m以上	5m以上	10m以上	/	/	/	/	3.5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7平方m以上	5m以上	9m以上						
			走行装置											
操縦装置														
制動装置														
緩衝装置			3.5m以上	9.5m以上	7平方m以上	3.5m以上	9.5m以上							
連結装置														
電子制御装置整備	運行補助装置	/		/		3m以上(3m以上)	13m以上(7m以上)	/	/	/	/	/		
	自動運行装置													
大型特殊自動車	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12平方m以上	5m以上	10m以上	/	/	/	/	/	/	
		動力伝達装置	5m以上	9m以上	7平方m以上	5m以上	9m以上							
		走行装置												
		操縦装置												
		制動装置												
		緩衝装置	3.5m以上	9.5m以上	7平方m以上	3.5m以上	9.5m以上							
連結装置														
電子制御装置整備	運行補助装置	/		/		3m以上(3m以上)	13m以上(7m以上)	/	/	/	/	/		
	自動運行装置													
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、雪きゅう自動車その他特殊の用途に供するものに限る、上3欄に掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	4.5m以上	8m以上	10平方m以上	4.5m以上	8m以上	/	/	/	/	3m以上	6m以上	
		動力伝達装置	4.5m以上	7m以上	6平方m以上	4.5m以上	7m以上							
		走行装置												
		操縦装置												
		制動装置												
		緩衝装置	3m以上	7.5m以上	6平方m以上	3m以上	7.5m以上							
連結装置														
電子制御装置整備	運行補助装置	/		/		2.5m以上(2.5m以上)	7m以上(3m以上)	/	/	/	/	/		
	自動運行装置													

小型自動車分解整備事業

普通自動車（上4欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原動機	4径以上	8径以上	8平方径以上	4径以上	8径以上	/	3径以上	5.5径以上	
		動力伝達装置									
		走行装置	4径以上	6径以上	5平方径以上	4径以上	6径以上				
		操縦装置									
		制動装置									
		緩衝装置									
	連結装置	2.8径以上	6.5径以上	5平方径以上	2.8径以上	6.5径以上					
	電子制御装置整備	運行補助装置	/					2.5径以上(2.5径以上)	6径以上(3径以上)		
		自動運行装置									
	四輪の小型自動車	分解整備	原動機	4径以上	8径以上	8平方径以上	4径以上	8径以上	/	3径以上	5.5径以上
			動力伝達装置								
			走行装置	4径以上	6径以上	5平方径以上	4径以上	6径以上			
操縦装置											
制動装置											
緩衝装置											
連結装置		2.8径以上	6.5径以上	5平方径以上	2.8径以上	6.5径以上					
電子制御装置整備		運行補助装置	/					2.5径以上(2.5径以上)	6径以上(3径以上)		
		自動運行装置									
三輪の小型自動車		分解整備	原動機	4径以上	8径以上	8平方径以上	4径以上	8径以上	/	3径以上	5.5径以上
			動力伝達装置								
			走行装置	4径以上	6径以上	5平方径以上	4径以上	6径以上			
	操縦装置										
	制動装置										
	緩衝装置										
	連結装置	2.8径以上	6.5径以上	5平方径以上	2.8径以上	6.5径以上					
	電子制御装置整備	運行補助装置	/					2.5径以上(2.5径以上)	6径以上(3径以上)		
		自動運行装置									
	二輪の小型自動車	分解整備	原動機						/	2径以上	2.5径以上
			動力伝達装置								
			走行装置	3径以上	3.5径以上	4平方径以上	3径以上	3.5径以上			
操縦装置											
制動装置											
緩衝装置											
連結装置											

軽自動車 分解整備事業	分解整備	原動機	3.5 ^{万円} 以上	5 ^{万円} 以上	6.5平方 ^{万円} 以上	3.5 ^{万円} 以上	5 ^{万円} 以上	/	2.5 ^{万円} 以上	3.5 ^{万円} 以上	
		動力伝達装置									
		走行装置	3.5 ^{万円} 以上	4.4 ^{万円} 以上	4.5平方 ^{万円} 以上	3.5 ^{万円} 以上	4.4 ^{万円} 以上				
		操縦装置									
		制動装置									
		緩衝装置									
		連結装置	2.5 ^{万円} 以上	4.7 ^{万円} 以上	4.5平方 ^{万円} 以上	2.5 ^{万円} 以上	4.7 ^{万円} 以上				
	電子制御装置整備	運行補助装置	/					2 ^{万円} 以上 (2 ^{万円} 以上)	5.5 ^{万円} 以上 (4 ^{万円} 以上)		
		自動運行装置									

備考 二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類毎に定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

機械工具類に対する基準(その1)

別表第5(第57条関係)

作業機械等	対象とする装置の種類	分解整備							電子制御装置整備		小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○			
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) チェーン・ブロック	○	○	○	○	○	○	○			
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	○			
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○			
	(6) 充電器	○	○	○	○	○	○	○			
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) 水準器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) 比重計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) コンプレッション・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) アンデイ・バキューム・ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(6) タイミング・ライト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(8) ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(9) トーイン・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(10) キャンバ・キヤスタ・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(11) ターニング・ラジアス・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(12) タイヤ・ゲージ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(14) 一酸化炭素測定器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(15) 炭化水素測定器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(16) 整備用スキヤンツール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工具	(1) ホイール・プーラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) ペアリング・レース・プーラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) グリース・ガン又はジャシブルブリークータ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考

○印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

機械器具類の標準的な機能

	工 具	技術基準または標準的な機能	
		技術基準	標準的な機能※
作 業 機 械	(1) プレス	—	能力が2トン以上のもので、油圧式または手動式のもの
	(2) エア・コンプレッサ	—	出力180ワット以上の動力により空気圧5キログラム毎平方センチメートル以上の圧縮空気を作ることができるもので、15リットル以上のタンク付きのもの
	(3) チェーン・ブロック	—	対象とする自動車は小型自動車の場合は、つり上げ能力は500キログラム以上、その他の場合は、つり上げ能力1トン以上のもので
	(4) ジャッキ	—	ガレージジャッキ、エアリフト等であって、対象とする自動車が普通自動車（大型、中型、小型、乗用）または大型特殊自動車の場合は、押上能力5トン以上、その他の場合は、押上能力1トン以上のもので
	(5) バイス	—	口金75ミリメートル以上のもので
	(6) 充電器	—	急速充電器を含む
作 業 計 器	(1) ノギス	—	最大測定値150ミリメートル以上で、単位目盛りは副尺利用で0.05ミリメートル（1/20ミリメートル）以下のもの
	(2) トルク・レンチ	—	対象とする自動車のエンジンのクランク軸が分割式の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト及びクランク・ピン締付けナットの締め付けトルクの測定が可能なもの、その他の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト、コンロッド大端ボルト及びクランク軸軸受けの締め付けトルクの測定ができるもの
	(3) 水準器	—	
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) サーキット・テスタ	—	
	(2) 比重計	—	蓄電池の電解液の比重測定用のもので、電解液吸出し用のスポイトの中に比重計が入っているもの、このスポイトは対象とする自動車の蓄電池電解液の容量に応じたもの
	(3) コンプレッション・ゲージ	—	対象とする自動車の原動機がガソリン・エンジンの場合はガソリンエンジン用、ディーゼル・エンジンの場合はディーゼルエンジン用のもの
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	—	
	(5) エンジン・タコ・テスタ	—	
	(6) タイミング・ライト	—	
	(7) シックネス・ゲージ	—	リーフの長さ75ミリメートル以上で、リーフの種類が8以上組合わされたもの
	(8) ダイアル・ゲージ	—	足回りのガタ等が測定できるスタンド付きのもの
	(9) トーイン・ゲージ	—	スタンド式のものであって、対象とする自動車のトーインが測定できるもの
	(10) キャンパ・キャスト・ゲージ	—	
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ	—	
	(12) タイヤ・ゲージ	—	対象とする自動車のタイヤ空気圧が測定できるもの
	(13) 検車装置	—	ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト等であってガレージ・ジャッキは含まない
	(14) 一酸化炭素測定器	国土交通大臣が定める技術上の基準に適合したものであること	
	(15) 炭化水素測定器		
	(16) 整備用スキャンツール		
工 具	(1) ホイール・プーラ	—	
	(2) ベアリング・レース・プーラ	—	対象とする自動車のホイール・ベアリング・レースを抜くことができるもの
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	—	吐出圧100キログラム毎平方センチメートル以上のレバー式グリース・ガンまたはシャシ・ルブリケーター
	(4) 部品洗浄槽	—	対象とする自動車は二輪自動車の場合は、縦400ミリメートル、横500ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽 その他の場合は縦500ミリメートル、横700ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽で、いずれも台付きのものまたは自動車部品の洗浄装置

※備わらべき標準的なものを示している

認証関係申請(届出)添付資料等一覧表

別紙

申請又は届出事項 提出又は添付する書面	新規認証	事業の種類の変更	対象とする自動車、装置の種類の変更	業務の範囲の変更	相続・合併・分割	譲受	事業者名又は住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の所在地の変更	役員の変更	整備主任者の選任(解任)	整備主任者の氏名の変更	自動車特定整備事業の証明願	自動車特定整備事業の廃止
自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))	○													
自動車特定整備事業の変更(申請・届出)書(第2号様式(認証))(役員の変更のみの場合は第5号様式(認証))		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))														○
整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○										○	○		
自動車特定整備事業の証明願(7号様式)													○	
申請者及び役員を特定できる書面※2	○				○	○	○			○				
事業場の所在地を証する書面※3	○							○						
作業場等平面図※4	○	(○)	(○)	(○)							○			
整備主任者の資格要件を満たすことを証する書面※5	○										○			
交付を受けている認証書		○	○	○										○
【ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行う事業場の場合】一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面※1	○	(○)	(○)	(○)										
【電子制御装置整備を行う場合】自動車の型式に固有の技術上の情報(自動運行装置の特定整備を行わない場合は当該装置の情報を除く)及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面し	○	(○)	(○)											
【電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合】土地の使用に係る契約書写し	○	(○)	(○)								(○)			
【電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合】共同使用に関する契約書写し及び共用設備の位置及び面積を記載した書面	○	(○)	(○)								(○)			
【電子制御装置整備(施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く)を行う事業者が施行規則第3条第8号ハの作業を行う事業者の作業場を事業場所在地以外に設置する場合】施行規則第3条第8号ハの作業を行う事業者との契約書写し	○	(○)	(○)								(○)			
【改正法前に認証を受けた自動車分解整備の事業場が電子制御装置整備の追加を行ったときに、分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場としての整備主任者の要件を満たさなくなる者いる場合】令和3年3月31日までに選任手続ができるよう、電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を受講する計画			(○)	(○)										
氏名又は名称(役員)及び住所について変更された事項を証する書面※2							○							
相続、合併及び分割の事実を証する書面※6					○									
譲渡の事実を証する書面※7						○								
氏名の変更を証する書面※8												○		

()は必要に応じ添付する書面

※1 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の写し若しくは自動車検査用機械器具の技術基準適合証明番号標(証明番号標)、自動車検査用機械器具検査番号標(検査番号標)の写し【ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を対象とするものに限る】

※2 申請者が法人にあつては商業登記簿謄本等、申請者が個人にあつては住民票等

※3 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等

※4 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した図面

※5 技能検定合格証書の写し、技能検定合格証明書の写し、自動車整備士技能者手帳の写し、電子制御装置整備整備主任者資格取得講習修了証等

※6 商業登記簿謄本等

※7 譲渡証明書等

※8 戸籍抄本等